

## 盛岡市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金に関するQ & A

Q 1 昨年度の県の支援メニューと今年度の市の支援メニューはどのようになっているか。

A 1 市の事業は、国の令和5年度新型コロナウイルス接種体制確保事業費国庫補助金を活用して行うものです。昨年度の県の支援メニューのうち、接種回数底上げ事業については、「週100回以上4週以上」の支援は市の事業として継続となります。

昨年度の県の同事業のうち「週150回以上4週以上」、「1日50回以上で10万円」の支援は令和4年度で終了となりました。また、接種施設数増加協力事業、特別接種体制確保事業及び医療従事者派遣事業についても同様に令和4年度で終了となりました。

Q 2 対象となる「診療所」の定義はどのようになっているか。

A 2 医療法第一条の五第2項の規定によります。

### 【参考】

医療法（昭和23年法律第205号）

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

Q 3 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのかお示し願う。

A 3 月曜日から日曜日で算定することとされています。

Q 4 算定期間の最終日は、月の末日になるのか、それとも末日が属する週の日曜日になるのか。

A 4 以下のとおりの期間となります。

5・6月分：5月1日（月）から7月2日（日）まで

7・8月分：7月3日（月）から9月3日（日）まで

9・10月分：9月4日（月）から11月5日（日）まで

11・12月分：11月6日（月）から12月31日（日）まで

なお、個別接種促進のための支援策のうち、「週150回以上4週以上」、「1日50回以上で10万円」の支援（県事業）は令和4年度で終了となりました。

Q 5 申請期間中に計4週間以上の実績があれば要件を満たすと考えてよいか。

A 5 申請期間内において、要件を満たす週が4週間以上ある場合に当該機関の実績が支援の対象となります。

例えば、5・6月分（7月2日まで）の期間は4週間の要件を満たしたものの、7・8月分の期間は4週間に満たなかった場合は、5・6月分の期間は支援の対象ですが、7・8月分の期間は支援の対象となりません。

Q 6 職域接種において、どのような内容が交付金支給対象となるのか。

A 6 以下の①又は②において、接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受けた場合に対象となります。

- ① 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種
- ② 文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種

Q 7 介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者等の接種は接種回数として参入してよいか。

A 7 介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者、通所者、従事者に対する接種回数を参入して差し支えありません。

Q 8 医療機関として医療法上の開設の手続きを行っている介護老人保健施設又は特別養護老人ホームにおいて、入所者等へ接種している場合に交付金支給対象機関となるのか。

A 8 医療機関として医療法上の開設の手続きを行っている場合に介護老人保健施設の番号で申請することについては差し支えありません。

Q 9 「時間外」、「夜間」、「休日」の定義はどうなっているか。

A 9 「時間外」は診療日において各医療機関で定めている通常の診療時間以外の時間を指します。病院全体として休診した場合の時間も時間外となります。

「夜間」は医療機関の診療時間に関わらず、18時以降の時間を指します。

「休日」は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間（12/29～1/3）を指します。

なお、時間外等派遣事業費補助金や接種費用の請求関係とは異なる考え方となりますので、ご注意ください。

Q 10 当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合、要件には該当するか。

A 10 該当しません。予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

Q11 週に 100 回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するの  
か。

A11 支援の要件となる接種数には、要件を満たすその日の分の、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

Q12 週 100 回以上の接種を行った週が 4 週以上ある場合に達成となり加算されますが、4 週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるか。

A12 対象となりません。

Q13 高齢者以外の方に接種した実績も加算対象としてもよいか。

A13 対象となります。

Q14 接種実績には、予診のみとなった場合も含めてよいか。

A14 当該事業は、接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は実績には含めない  
てください。（接種対策負担金の時間外・休日加算とは取扱が異なります。）

Q15 診療所において週 100 回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その  
週の 1 回目接種から対象となるのか（101 回目からが対象ではないことの確認）。

A15 お見込みのとおりです。

Q16 要件とされる「4 週間」は、連続した「4 週間」である必要があるか。

A16 「4 週間」は、連続している必要はなく、期間内で 4 週間あれば対象となります。

Q17 10 月以降はそれぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日  
に接種体制を用意していること。とあるが、接種体制を用意したものの、実績がなくな  
った場合は対象となるか。

A17 接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場  
合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対  
象となります。